

水俣病“不顕性”は除外

県被害者認定審が結論

県公害被害者認定審査会（会長 徳臣晴比古 熊大教授）は、二十日

午後三時から熊本市の共済会館で開き、十四項目の審査基準を設けるとともに、“不顕性水俣病”は水俣病でないとの結論をくだした。

不顕性水俣病は、昨年、熊大医学部の武内忠雄教授（病理学）が、生前水俣病の症状がなかった死者を解剖した結果、脳細胞に水俣病特有の所見があるのを発見、「症状がなくとも水俣病にかかっ

ている人がある」として問題を提起した。

その後、不顕性水俣病に対する不安が募り、一部からは不顕性も水俣病に入れるべきだとの声が出ていた。

この日の審査会の結論はこれにこたえたもので、水俣病から除外した理由について同審査会では、病気というのは症状にあらわれた場合のことを言う。たとえ体内に病変があっても日常生活に支障が

出ないものは病気の定義からはずれると結論づけている。

さらに死亡後の解剖結果で、水俣病の病変があることが明らかになっても、水俣病とは認定しないことを決めた。

またこの日の審査会では、水俣病の認定基準についても検討され、その結果、疫学的事項、臨床所見、検査所見から十四項目の基準が設けられた。これは従来の基準と姿わらないが、ただ疑わしい患者に

ついてはさしあたり六カ月間追跡検査し、さらに疑わしい場合はその期間を延長することにした。

なお同審査会にはこの日、寺本知事から三十一人の判定が諮問された。このうち二十五人は水俣病患者審査会当時に申請していたもので、新しい公害被害者救済法にもとづき申請し直したものの。新しい申請者は六人。近く徳臣教授らが診察のため水俣市に向かう。